

5 月 1 6 日

第 3 週分
回覧板

回 覧

平成30年度実施 河津町職員採用試験案内

(大学・短大卒程度)

河津町役場では、下記のとおり職員採用試験を行います。

記

1 職種及び採用人員

職 種	主 な 業 務	採用予定人員
一 般 事 務	一般行政業務	3名
社 会 福 祉 士	社会福祉士業務、一般行政業務 ※任用替等の場合があります。	1名
管 理 栄 養 士	栄養指導の業務、一般行政業務 ※任用替等の場合があります。	1名
技術職（土木）	土木の技術的業務、一般行政業務 ※任用替等の場合があります。	1名

2 受験資格

○大卒・短大卒程度（専門学校を含む）

一般事務職

平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、大学等を卒業した者又は平成31年3月末までに卒業見込みの者

社会福祉士

昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、資格を有する者又は平成31年3月末までに資格取得見込みの者

管理栄養士

昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、資格を有する者又は平成31年3月末までに資格取得見込みの者

技術職（土木）

昭和53年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、大学等の土木工学を修めて卒業した者又は平成31年3月末までに卒業見込みの者

○共通事項

日本国籍を有する者及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

裏面に続く

3 試験申込み

申込書を6月11日(月)までに河津町役場総務課へ提出してください。

(受付期間 5月21日(月)～6月11日(月))

試験要項、申込書は河津町役場総務課に用意してあります。

郵便で請求する場合は、120円分の切手を添付し、宛先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

※申込書を郵送で提出する場合は、6月11日(月)の消印まで受け付けます。

4 試験

第1次試験 平成30年7月22日(日) ※試験会場は下田総合庁舎(予定)

受付時間 午前8時40分～9時00分

試験内容 職場適応性検査、教養試験(Logical I)、専門試験(技術職〈土木〉)

第2次試験 平成30年9月上旬(予定) ※別途通知します

5 採用予定日

平成31年4月1日

6 給与

「河津町職員の給与に関する条例」の規定を適用します。

7 その他

高校卒程度の職員募集も予定しておりますので7月の回覧でお知らせします。

第1次試験 平成30年9月16日(日)(予定) ※試験会場は下田総合庁舎(予定)

地方公務員法第16条(抜粋)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 略
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合せ先 河津町役場総務課(総務係)

電話 0558-34-1913 fax 0558-34-0099

河津町の皆様へ

「伊豆稲取キンメ馬拉ソン」

イベントの開催に関するご協力をお願いについて

伊豆稲取キンメ馬拉ソン実行委員会

6月10日に東伊豆クロスカントリーコースから稲取の町中にかけて馬拉ソンイベントを実施いたします。

これにより下記のとおり稲取地区の交通規制実施とエコクリーンセンター東河へのゴミ搬入自粛について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしまして、たいへん申し訳ございませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

・稲取地区の交通規制実施 6月10日（日）10：00～14：00

※ マラソンコース上の通行止め（交通規制）につきましては、最終ランナーが通過しだい、順次開放させていただきます。なお、東伊豆町役場庁舎海側はゴールエリアとなるため、午前9時から午後5時まで通行止めとなります。

・エコクリーンセンター東河への搬入自粛のお願い

6月10日（日）9：30～12：00

お問い合わせ先 伊豆稲取キンメ馬拉ソン実行委員会
電話 080-9111-5050

20 歳を過ぎたら 2 年に 1 度！

子宮頸がん検診を受けましょう

子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんです。

20 代後半から増えています。

罹患率（一定期間に診断を受けた者の率）のピークは 30～40 代、以降も多くの方が発症しています。日本では毎年 1 万人が子宮頸がんと診断され、約 3000 人が子宮頸がんで亡くなっています。



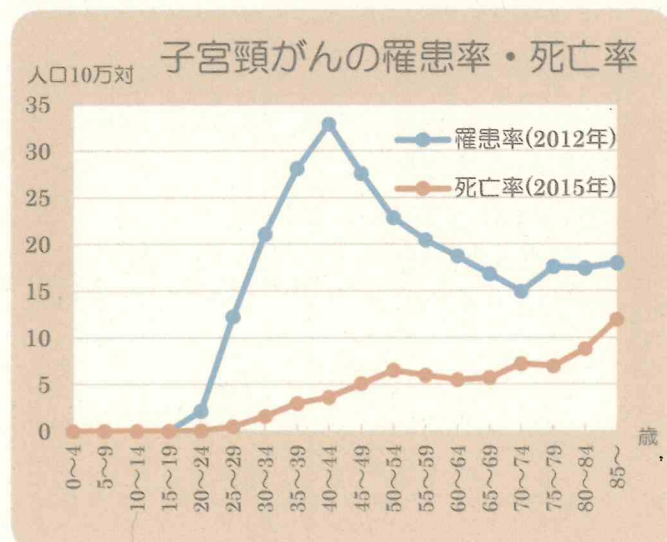
初期がんなら 90%以上が治ります。

初期のうちに発見できれば、子宮を摘出せず治療でき、妊娠・出産にも大きな影響がありません。

初期の段階ではほとんどが無症状

前がん病変（がんになる前の段階）～初期段階では自覚症状はほとんどなく、検診を受けないと見つけれません。

症状が出てからでは、がんが進行しており、手遅れになることも…



1. 【対象者】 20 歳以上の女性のうち昨年度子宮頸がん検診を受診しなかった方
検診は 2 年に 1 度です。昨年度受診した方は対象外となります。

2. 【実施期間】 平成 30 年 6 月 1 日（金）～ 7 月 31 日（火）

3. 【実施医療機関】 伊豆今井浜病院・康心会伊豆東部病院・
下田メディカルセンター・
小川クリニック・臼井医院



☆ 今年度 20 歳～80 歳になる方のうち昨年度子宮頸がん検診を受診しなかった方へ

受診票を郵送します。81 歳以上で受診を希望される方は健康福祉課へご連絡ください。

☆ 上記期間で受診できなかった方は、平成 31 年 1 月に受診可能です。11 月に再度ご案内します。

子宮頸がん検診についてのお問い合わせ先：役場健康福祉課（☎ 34-1937）

平成30年度 河津町教育委員会主催 生涯学習講座

さくらアカデミー 受講者募集!!

古文書教室 〈全6回〉

古文書の読み方、意味、時代背景等、基礎を学習します。
古文書から地元の歴史にふれてみませんか。

☆講 師	高橋 廣明 先生（下田市史編さん委員）
☆実施日	第1回 平成30年6月 7日（木）
	第2回 " 6月14日（木）
	第3回 " 6月21日（木）
	第4回 " 6月28日（木）
	第5回 " 7月 5日（木）
	第6回 " 7月12日（木）
☆時 間	午後7時00分～午後9時00分
☆場 所	河津町立文化の家『生涯学習室』
☆募集定員	20名（先着）
☆受講料	無料



【お申込み・お問合せ】河津町教育委員会 Tel 34-1117

交番速報

平成30年5月10日
下田警察署 河津町交番
発行責任者 山口 盛雄
0558-34-0087

訪問販売（購入）の特徴！



悪質な訪問販売業者は、誤解を
与えるようなセールストークや
強引な勧誘を行い、その場で契
約をさせようとします。

消火器の点検のため、消防署の方から来ました

騙り商法



屋根瓦の無料
点検をしてい
ます。

点検商法

例えば

悪質業者は、いかにも消防職員のようなことを言って消火器の買い替えを勧めますが、消防職員とは関係がなく、通常よりも高額な消火器の購入を勧誘してきます。必ず身分確認をしましょう。

いらなくなった古着
などを買取ります。

押し買い

悪質業者は、無料点検を装って必要のない工事を勧誘してきたり、正規な業者よりも高額な工事費を請求してきます。

まずは、信頼ある業者に点検や見積を依頼しましょう。

悪質業者は、古着の買取りを口実に訪問してきて、実際は高価な貴金属等を安価で強引に買取ってきます。

きっぱりと買取りを断る、又は貴重な物を業者に提示しないようにしましょう。

万が一契約してしまっても

一定の期間内であれば、無条件で解約（クーリング・オフ）ができる場合があります。

悪質な訪問販売業者に関する情報は、警察署までご連絡ください。

回 覧

自動車をお持ちの皆様へ

自動車税(県税)と 軽自動車税(市町村税)は

5月31日

までに
納めましょう

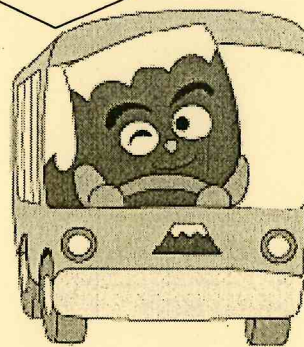
詳しくは、お送りした納税通知書をご覧ください
いただくか、下記にお問い合わせください

○納付の方法

納付先 税の種類	金融機関	郵便局	コンビニ	MMK 設置店	クレジッ トカード
自動車税	○	○	○	○	○※
軽自動車税	○	○	○	○	—

※ クレジットカード納付は、「Yahoo! 公金支払い」サイトにて手続きをお願いします。税額のほか、別途手数料がかかります。

※ 金融機関、郵便局、コンビニ、MMK設置店でクレジットカード納付はできません。



□座振替を御利用の方は預金残高を確認してください。

自動車税についてのお問合せ先

静岡県下田財務事務所 課税課
電話 0558-24-2018

軽自動車税についてのお問合せ先

河津町 町民生活課
電話 0558-34-1928

☆ ひめみやだより ～授業版～

河津町立南小学校

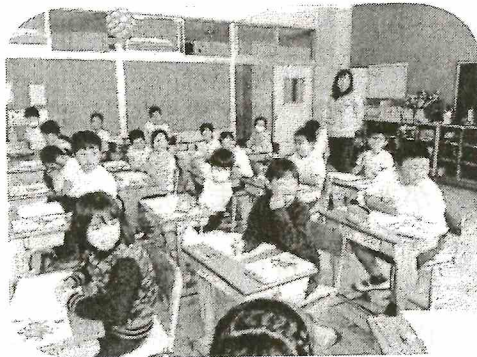
NO1 H30. 5. 7

輝く子ども

校長 川合 信子

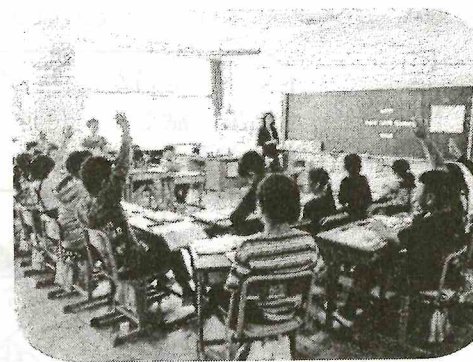
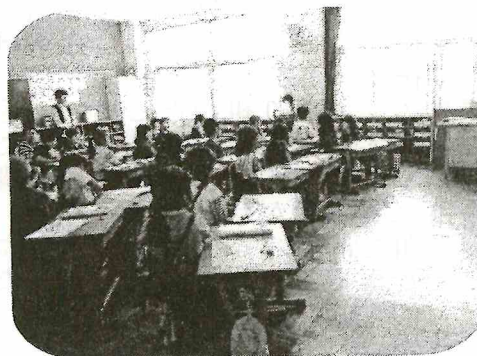
日々の授業の中で子ども達が輝く様子をお届けしたいと考え、本年度は、「ひめみやだより～授業版～」を発行することとしました。紙面に限りがあるため、全学級の様子を毎回お伝えすることはできませんが、各学期1回は、どの学級の様子も掲載できるようにしていきたいと思います。子ども達の6年間の成長の過程をともに見守っていただくと共に、一人一人のよさやのびに目を向け、各ご家庭でも話題にいただけるとありがたいです。

【学習の基本は「聴く」こと】



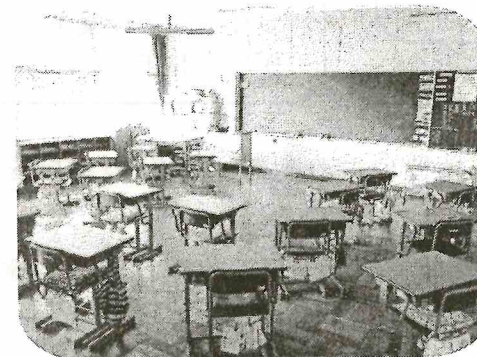
発達段階に応じた「聴く」「話す」のステップ表が各教室に掲示されています。授業の始めに、めざす姿を確認したり、いい聴き方やいい話し方ができたときのレベルを確認したりすることで活用しています。

友だちの考えを聴くと、自分の考えが広がったり、深まったりすることに気付き始めた子ども達。話し手にしっかり体を向け「相手を大切にした聴き方」が、できています。



高学年では、黒板に自分の考えを書きながら説明したり、友達の考えに、理由や自分の意見を付け足したりしながら発言をする姿が多く見られるようになりました。

説明する人も、「ここまでいい？」と確認しながら、分かりやすく伝えようとするが増えました。どの学級も「みんなでつくる授業」を目指しています。



【家庭学習の手引き】

各学年、PTA総会の際に配布した家庭学習の手引きにそって、家庭学習の内容や時間について指導を進めています。

家庭学習が習慣化するよう、学校でも声掛けを続けていきますので、見届け・励まし等、ご協力をお願いいたします。

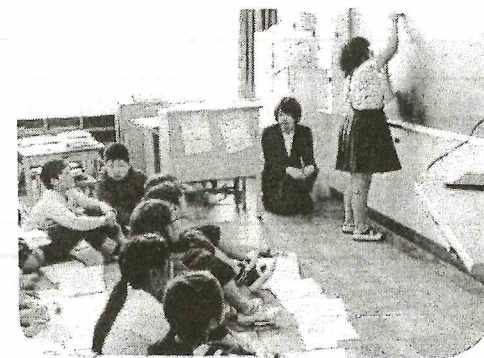
友達の意見を聴き合ったり、自分の考えを友達に伝えたりすることで学習内容について深く考えることができます。

「ああ、そういうことか。」

「えっ？ どうして？」

「う～ん・・・。」

と反応も様々。全員が納得するまで追求していく姿勢に頼もしさを感じます。



友達の顔が見えやすいように、学習内容によって様々な机配置を工夫しています。

下校後の教室にはゴミ一つなく、きれいに整頓されていて、子ども達の学習への意欲、南小の一員としての自覚が感じられます。

南小の自慢の一つになりそうです。

授業参観（4／20）「ほめほめステップ」（保護者アンケート）より

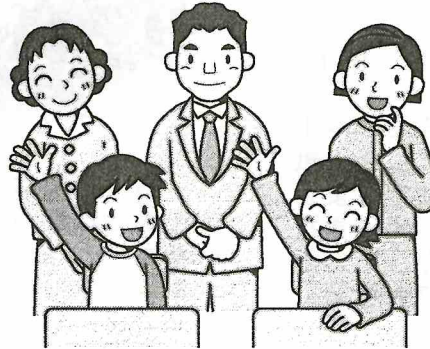
どの子どもとても真剣に人の話を聴き、自分なりに理解しようとしており、感心しました。入学して2週間ですが、学びの姿勢がしっかりしていると感じました。

発表しようと手を高く上げてがんばっていました。

発表するときの声が、前の学年の時よりも大きくなって、はっきりと発表できていてよかったと思いました。

子ども達がとても楽しそうに授業を受けていて、とても和やかな様子でした。子ども達が、時間の配分を考えて取り組めることがとても良かったです。

クラス全員が一体になっている感じが有り、先生の話もよく聴き、教室がすごく居心地がよさそうでした。



クラス全員が自分の意見を堂々と発表できていたし、友達の意見も「なるほど!」ときちんと聞く姿勢ができていたし、クラス全体でよい授業をしようという意気込みが感じられました。

授業をととても楽しそうに受けていて、みんなで勉強をすすめている姿が全体から感じられました。クラスみんなの顔が見える形（机の配置）もとてもよいと思いました。

クラス全員で授業を作っているようで、見ていてとても楽しかったです。

落ち着いて授業に取り組めていました。話をしっかり聞き、集中していました。

机を丸く並べて意見交換していました。子ども達が、お互いの顔や話し方を見ながら意見を交わっていたので、全員が集中するのに効果的だと感じました。

アンケートへのご協力
ありがとうございました！

学校では、子ども達が主体的に学習に取り組み、学びの実感を積み重ねられるよう、授業研究を進めています。

温かい人間関係を基盤とした学級づくり・授業づくりに努め、「温かい聴き方・やさしい話し方」を実践することで、子ども達からは、

「みんなと意見を出し合うことで、勉強が楽しくなった。」

「いろいろな考えを聞けるので国語が好きになった。」

「算数で、友達からいろいろな方法を聞くことができて、自分では思いつかなかった考えもあるんだなと思って楽しかった。」

「分からないときや自信がないときでも、意見を言うと友達が助けてくれるのでうれしい。」

などの声が聞かれるようになりました。「聴くこと」や「話すこと」が、学習への意欲や学習内容の理解、自信につながっていることがうかがえます。

しかし、一方では、長文を読んで内容理解をしたり、自分の考えを筋道立てて書くことなどの課題も明確になってきています。

今後は、さらに各教科で付けたい力がしっかりと定着するよう授業改善に取り組むとともに、家庭学習の内容の見直し・習慣化できるように取組も継続してきたいと考えています。一日の出来事について話す、ニュースや新聞を見て意見交換をする、親子で読書（読み聞かせ）をするなど、各ご家庭においても家族団らんの時間を活用するなどしてみてはいかがでしょうか？楽しい取組がありましたら、是非ご紹介ください。



マイマイホール "Mai Mai Hall" イベントカレンダー

2018年
6月



1 (金) 2 (土) 3 (日) 小ホール	県書道連盟下田支部 第20回記念書道展 1日 13:00~17:00 ご自由に 2日 9:00~17:00 " 3日 9:00~16:00 " お問い合わせ先 県書道連盟 下田支部 浅川 ☎ 0558-22-2133	23 (土) 大ホール	第28回 JA伊豆太陽通常総代会 開演 9:15 関係者のみ お問い合わせ先 伊豆太陽農業協同組合 ☎ 0558-23-6000
3 (日) 大ホール	下田『ハ短調ミサ』を歌う会 (練習) 14:00~16:00 関係者のみ お問い合わせ先 下田『ハ短調ミサ』を歌う会代表 大石 ☎ 0558-22-1174	24 (日) 小ホール	親子でワクワク!! くぼたまさと工作ショー 【NHK教育番組「つくってあそぼ!」の わくわくさんでおなじみの くぼたまさとさんによる工作ショーです。】 開演 [午前の部] 11:00 ※小学生未満を対象。 [午後の部] 14:00 ※小学生を対象。 開場 各回開演の30分前 チケット好評発売中!! 料金: 中学生以上 1,000円 小学生以下 500円 ※3歳以下は無料
5 (火) 大ホール	下田市民劇場 第148回例会『蟹工船』 開演18:30 終演21:10 会員のみの ~新規会員募集中~ お問い合わせ先 下田市民劇場 ☎ 0558-23-2933	26 (火) 小ホール	下田『ハ短調ミサ』を歌う会 (練習) 19:00~21:00 関係者のみ お問い合わせ先 下田『ハ短調ミサ』を歌う会代表 大石 ☎ 0558-22-1174
8 (金) 大ホール	第130回静岡県教職員組合 賀茂支部 定期大会 開演18:15 終演20:45 関係者のみ お問い合わせ先 静岡県教職員組合賀茂支部 ☎ 0558-22-0523	27 (水) 小ホール	第18回 伊豆森林組合 通常総代会 開演13:30 終演16:00 関係者のみ お問い合わせ先 伊豆森林組合 ☎ 0558-23-6116
9 (土) 小ホール	パルティール・ド・ラ・シャンソン 第13回発表会 開演15:00 終演17:00 ご自由に お問い合わせ先 ヤマモト楽器店 ☎ 0558-22-5631	29 (金) 大ホール	《北の三部作》最終章を飾る一大巨編。 吉永小百合 最新作 『北の桜守』 ①10:00~12:06 ②13:00~15:06 〈上映時間126分〉 料金: 1,000円均一 当日券のみ
10 (日) 大ホール	第40回 下田中学校吹奏楽部 定期演奏会 開演13:30 終演16:00 ご自由に お問い合わせ先 下田中学校 ☎ 0558-22-3443	30 (土) 大ホール	第90回アカデミー賞長編アニメ映画賞、 歌曲賞、2部門受賞! ディズニー・ピクサー最新作 『リメンバー・ミー』 COCO (日本語吹き替え版) 【同時上映】 「アナと雪の女王/家族の思い出」 ※時間・料金につきましては 裏面をごらんください!
13 (水) 14 (木) 小ホール	東芝『2018年 夏の生活展』 13日 9:30~18:00 招待者のみ 14日 9:30~16:00 " お問い合わせ先 東芝コンシューママーケティング(株) ☎ 055-934-5801		
14 (木) 大ホール	下田『ハ短調ミサ』を歌う会 (練習) 19:00~21:00 関係者のみ お問い合わせ先 下田『ハ短調ミサ』を歌う会代表 大石 ☎ 0558-22-1174		
17 (日) 大ホール	フラワー都市交流連絡協議会 下田市総会 開演15:00 終演17:30 ご自由に お問い合わせ先 下田市役所 観光交流課 ☎ 0558-22-3913		
19 (火) 20 (水) 小ホール	特定健診 (19日/大腸・肺がん検診) (20日/総合健診) 19日 13:00~15:00 予約制 20日 ①6:30~8:00 ②13:00~15:00 予約制 お問い合わせ先 下田市役所 市民保健課 ☎ 0558-22-2217		

本紙は、4月25日現在の情報に基づいて作成しております。

※内容に変更等がある場合もございます。予めお問い合わせの上、ご確認頂けますようお願い申し上げます。

下田市民文化会館

〒415-0024 静岡県下田市4丁目1番2号

tel:0558-23-5151 fax:0558-23-5311

URL: <http://shimoda.main.jp/earth> e-mail: ss-hall@vmail.plala.or.jp

下田市民文化会館

開館30周年記念事業

～スタインウェイを弾こう!～

マイマイカルチャースクール受講者募集中!!

★新舞踊(4月～) ★ウクレレ(5月～) ★書道(5月～)

詳しくは下田市民文化会館までお問い合わせください。 ☎0558-23-5151

<6月の休館日>

4日(月)・11日(月)・18日(月)・
25日(月)

マイマイホール "Mai Mai Hall"

下田市民文化会館 催し物のご案内

下田市民文化会館 開館30周年記念映画会



日頃の感謝を込めて無料上映会開催!!

『パディントン』(日本語吹き替え版)

PADDINGTON

5月26日(土) 上映時間95分

①10:00~11:35

②13:00~14:35

下田市民文化会館・大ホール

※5月8日(火)より文化会館にて整理券を配布いたします。

「パディントン2」子供料金特別割引券がついてきます! →



7月28日(土)

『パディントン2』
(日本語吹き替え版)

当日券のみ
(通常料金)



親子でワクワク!!

くぼたまさと工作ショー

【NHK教育番組「つくってあそび!」の
わくわくさんでおなじみの
くぼたまさとさんによる工作ショーです。】

参加にあたり

- ・小学生までのお子さんと保護者の方が一緒に楽しめるイベントです。
- ・必ず保護者の方と一緒にご参加してください。
- ・工作をするのは、くぼたまさとさんだけです。

6月24日(日) 下田市民文化会館
小ホール

開演【午前の部】11:00 ※小学生未満を対象。

【午後の部】14:00 ※小学生を対象。

開場 各回開演の30分前

料金: 中学生以上1,000円

小学生以下 500円

※3歳以下は無料

チケット好評発売中!

《北の三部作》最終章を飾る一大巨編。

～激動の時代を懸命に生き抜いた親子の物語～

吉永小百合 最新作

『北の桜守』

6月29日(金)

下田市民文化会館
大ホール

上映時間126分

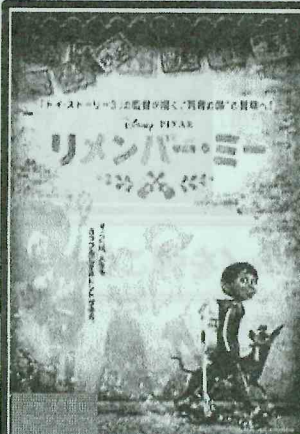
①10:00~12:06

②13:00~15:06

料金:

1,000円均一

当日券のみ



第90回アカデミー賞長編アニメ映画賞、歌曲賞、2部門受賞!

～それは、時を超えて家族をつなぎ、奇跡の歌～

ディズニー/ピクサー最新作

『リメンバー・ミー』

COCO

(日本語吹き替え版)

6月30日(土)

下田市民文化会館

大ホール

上映時間105分

①10:00~12:09

②13:00~15:09

③16:00~18:09



【同時上映】

「アナと雪の女王/家族の思い出」

上映時間22分

子供(3歳~中学生)/ 900円

高校生 / 1,100円

大人 / 1,300円

シニア(60歳以上) / 1,100円

当日券のみ

お問い合わせ 下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151

※会場の駐車スペースには限りがございますので満車の際にはご了承ください。

河津町の介護保険料 2018年度～2020年度

所得段階	対 象 者	保険料年額
第1段階	生活保護の受給の受給者、老齢福祉年金(※1)受給者で世帯全員が住民税非課税の者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	35,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の者	58,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の者	58,500円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の者	70,200円
第5段階 (基準額)	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の者	78,000円
第6段階	本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額が120万円未満の者	93,600円
第7段階	本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	101,400円
第8段階	本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	117,000円
第9段階	本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額300万円以上の者	132,600円

※1 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除（保険料段階が第1～5段階のみ）」した金額を用います。

介護保険に関するお問い合わせ先

河津町役場健康福祉課福祉介護係

☎0558-34-1937

河津町地域包括支援センター

☎0558-34-1938

UD FONT ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

すこやか
介護保険

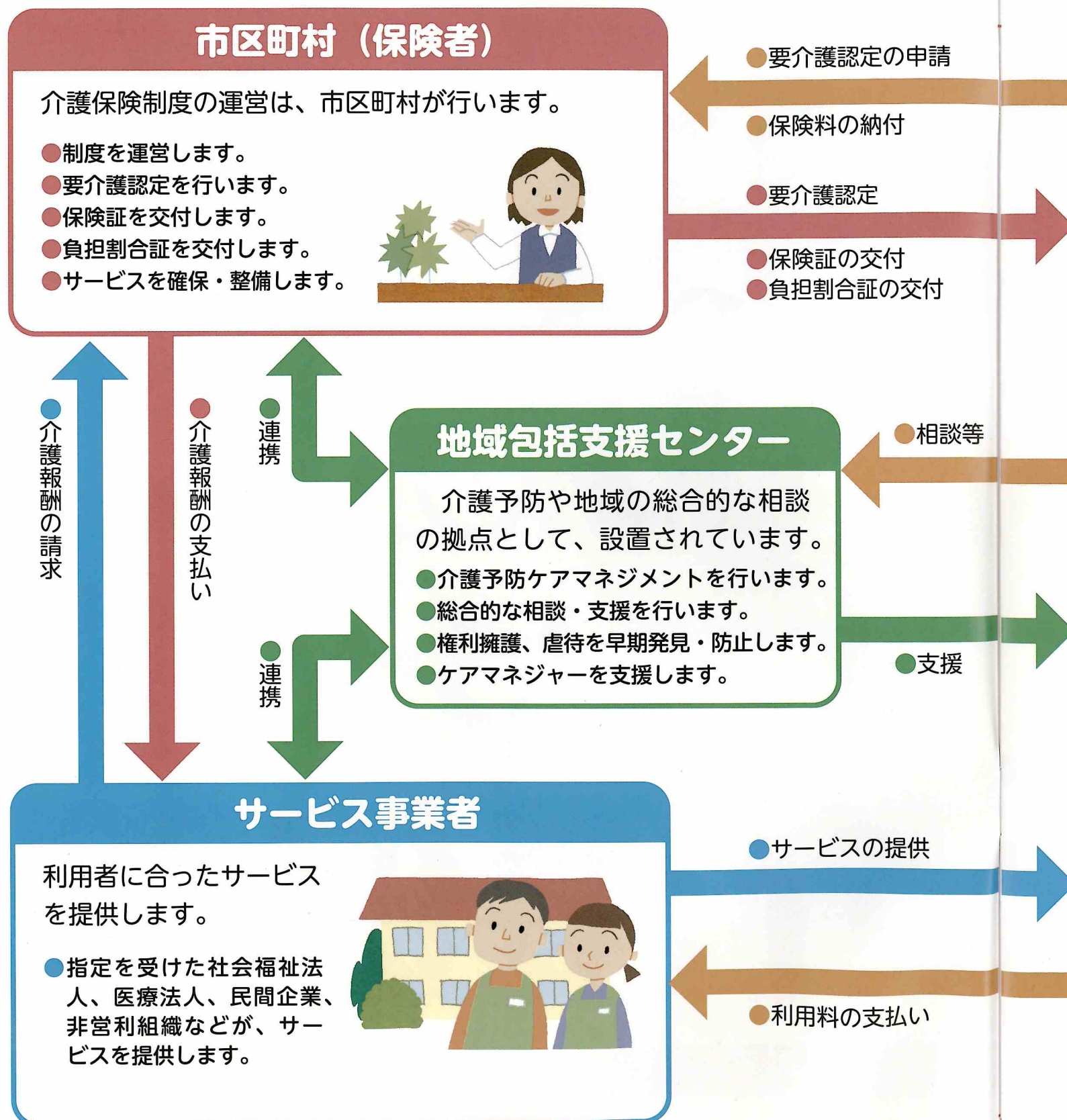
利用の
てびき

河 津 町



みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



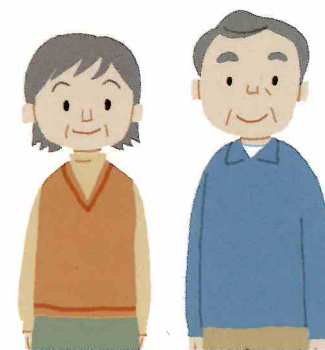
介護保険に加入する人（被保険者）

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請などをします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人（医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脊柱管狭窄症 | ●脳血管疾患 |
| ●関節リウマチ | ●初老期における認知症 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●後縦靱帯骨化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（P6参照）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者に提示します。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口
に相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 窓口で相談します

介護や支援などが必要になったと思ったら、
地域包括支援センターや市区町村の窓口で相談
しましょう。

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防
サービスの利用を希望

2 要介護認定の 申請をします

介護サービスや介護予防サービスの
利用を希望する人は、市区町村の窓口
に要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援セ
ンター、省令で定められた居宅介護支援
事業者や介護保険施設、成年後見人など
に代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証
(40歳以上65歳未満の人の場合)

◆各種申請や届け出の書類には原則としてマイ
ナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるもの
を持参してください。詳しくは市区町村の窓
口へお問い合わせください。

2 基本チェックリストを 受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェッ
クリスト」を受けます。

3 調査と審査が 行われます

●認定調査

心身の状態を調べ
るため、本人と家族
などから聞き取り調
査などをします。

※全国共通の調査票が使われます。

●一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとに
コンピュータによる判定をします。

●二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書
をもとに、保健、医療、福祉の専門家
が審査します。

主治医意見書

主治医から介護を必要とする
原因疾患などについての記載を
受けます。主治医がいない人は、
市区町村が指定した医師の診断
を受けます。

生活機能の低下が
みられた

生活機能の低下が
みられなかった

4 認定結果を お知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能
の維持・改善を図ることが適切な人
などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サー
ビスや介護予防・生活支援サービス
事業によって、生活機能が改善する
可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった
人です。介護予防・生活支援サー
ビス事業の利用を希望する場合は、基
本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本
チェックリストを受ける必要はありません。

2 要介護認定の申請へ

介護予防・生活支援
サービス事業対象者

介護サービス(介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依
頼して利用するサービスを具
体的に盛り込んだケアプラン
を作成し、ケア
プランにもとづ
いてサービス
を利用します。



P7へ

介護予防サービス(予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターが介護
予防ケアプランを作成し、住
み慣れた地域で自立した生活を続けて
いけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもと
づき、介護予防・生活支援
サービス事業をいっしょに
利用できます。



P10へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市区町村が行う、65歳以上の
人を対象にした、介護予防の
ためのサービスです。

P13へ

介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス
(身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など)
- 2 通所型サービス
(機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど)
- 3 その他の生活支援サービス
(配食、見守り、地域サロンの開催、外出支援など)

一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用で
きる、介護予防のためのサー
ビスです。



サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部（利用者負担割合分）を負担することで利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

利用者負担割合 改正ポイント

3割 平成30年8月から	①②の両方に当てはまる場合 ① 本人の合計所得金額が220万円以上 ② 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	①②の両方に当てはまる場合（平成30年8月からは3割以外の人で①②に当てはまる場合） ① 本人の合計所得金額が160万円以上 ② 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。 改正ポイント

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

●現役並み所得者

同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人。

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●現役並み所得者	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円※
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

※同一世帯のすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が1割の世帯には、平成29年8月から3年間に限り、年間上限を446,400円（37,200円×12か月）とする緩和措置があります。

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。



ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

在宅サービス

- ★平成30年4月からサービス費用が変更されました。 改正ポイント
- ★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。 改正ポイント

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	248円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	181円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

●利用者負担のめやす

1回	1,250円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	290円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師・歯科医師が行う場合（月2回まで）	507円
---------------------	------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（30分未満の場合）

訪問看護ステーションから訪問の場合	467円
病院または診療所から訪問の場合	396円

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	645円～1,124円
-----------	-------------

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	712円～1,310円
-----------	-------------

介護サービス〈要介護1～5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1 }	584円	584円	682円
要介護5	856円	856円	956円

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1 }	753円	826円	832円
要介護5	962円	1,039円	1,043円

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 〔介護予防福祉用具貸与〕

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり (工事をともなわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をともなわないもの)	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)

【改正ポイント】
※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

〔介護予防住宅改修費支給〕

住宅改修費を後日支給します。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

特定福祉用具販売

申請が必要です

〔特定介護予防福祉用具販売〕

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入費を支給します。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人が、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1 }	534円
要介護5	800円

施設サービス

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。



★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要な人が入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を提供する施設です。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

在宅復帰を目指す

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。

長期的な療養が必要

介護療養型医療施設 (療養病床等)

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

介護と医療を一体的に

介護医療院

平成30年4月創設
【改正ポイント】

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

施設に入所した場合の利用者負担

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。

●基準費用額【施設における居住費等、食費の平均的な費用を勘案して定める額 (1日あたり)】

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室と多床室は () 内の金額となります。

低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人は、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護 (介護予防) サービス費」として介護保険から給付されます。

●負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階		居住費等				食費
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 (遺族・障害年金) 収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は () 内の金額となります。

※第1～3段階に該当しない場合でも、特例的に第3段階の区分が適用になる場合があります。詳しくは市区町村へお問い合わせください。
※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除」した金額を用います。【改正ポイント】

※次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護 (介護予防) サービス費は支給されません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯 (世帯分離している配偶者も住民税非課税) でも、預貯金等が一定額 (単身1,000万円、夫婦2,000万円) を超える

介護予防サービス

★平成30年4月からサービス費用が変更されました。**【改正ポイント】**

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。**【改正ポイント】**

❗「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で「訪問型サービス」、「通所型サービス」として提供されます。13ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。



●利用者負担のめやす

1回	845円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	290円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師・歯科医師が行う場合 （月2回まで）	507円
-------------------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす（30分未満の場合）

訪問看護ステーションから訪問の場合	448円
病院または診療所から訪問の場合	379円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务 ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	1,712円
要支援 2	3,615円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人が、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。



●利用者負担のめやす（1日）

要支援 1	180円
要支援 2	309円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	437円	437円	512円
要支援 2	543円	543円	636円

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	578円	611円	621円
要支援 2	719円	765円	778円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

地域の特性に応じたサービス

※サービスの種類は市区町村により異なります。原則として他の市区町村のサービスは受けられません。

★平成30年4月からサービス費用が変更されました。**改正ポイント!**

★利用者負担以外に、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。**改正ポイント!**

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

[介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的な介護や医療・看護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な特定施設で利用するサービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人が対象の通所介護で、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1の人は利用できません。

24時間対応サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、一体的にまたは連携して行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

介護予防の取り組み

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になったと感じたら、地域包括支援センターや市区町村に相談しましょう。

市区町村によって行っているサービスの内容や利用者負担は異なります。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できるのは…

- ①「要支援1・2」の認定を受けた人
- ②基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

①訪問型サービス

■既存の介護サービス事業者による、いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



②通所型サービス

■既存の介護サービス事業者による、いままでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- ボランティアによる住民主体の体操・運動の活動など自主的な通いの場の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス



③その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

市区町村や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できるサービスです。

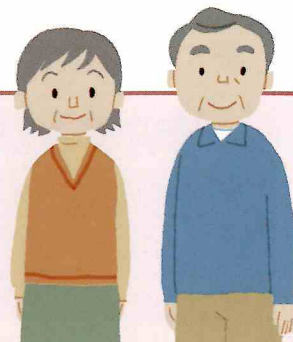


介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市区町村の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\text{基準額（月額）} = \frac{\text{市区町村の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分（23\%）}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

●市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者負担は実際にかかる費用の一部を負担※1しますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※1 利用者負担割合についてはP6を参照ください。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用すると利用者負担が3割※2に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※2 平成30年8月から、利用者負担割合3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上の人



年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の人



納付書・口座振替

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- ……など

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。